

ケニア第三国研修実施調査
報告書

国際協力事業団
研修事業部

研	ケ
J	R
80	-1

JICA LIBRARY



1062394[0]

國際協力事業団	
後入 月日 '84.4.17	407
登録No. 03539	24.7 TAF

ま え が き

近年開発途上国が先進国の高い技術を一方的に導入するよりも、各国の開発程度に見合った水準の技術を類似した環境（自然条件、生活環境、言語、文化、社会的背景等）にある他の開発途上国から導入する方がより効果的であり、かつコストも安上りである場合があるとの認識が先進国はもとより、開発途上国においても強まってきている。国連の場合においても、開発途上国間技術協力（TCDC）の必要性が強調され、先般TCDC推進のため、国連開発途上国間協力会議が開催された。

第三国研修は先進国がTCDCに対し側面から協力する方式である。この協力方式は、開発途上国と先進国の二国間協力による研修員受入事業と相互補完関係にあり、今後拡充強化すべき方式であると思う。

今年度は、三ヶ国で開催すべく準備中であるが、その一つとしてケニア国より要請のあった中央訓練学校での第三国研修の実施可能性並びに将来象牙海岸での実施可能性の調査のため54年12月6日から12月20日までの15日間ケニア、象牙海岸、の二ヶ国において調査を行った。

この報告書は、調査団が現地において討議した内容、調査活動状況を中心とし、その後の日本、ケニア間の外交ベースにより接衝内容をとりまとめたものである。これにより、今後の新規第三国研修実施の参考となれば幸いである。

なお、本調査の実施に際しては、ご協力を賜った外務省、郵政省、日本電信電話公社及び訪問国の在外公館並びに関係機関の皆様に深謝の意を表したい。

昭和55年3月

研修事業部

部長 山村 寛

目 次

I 実施協議チームの概要	
1. 実施協議チーム構成	1
2. 派遣団及び派遣期間	1
3. 行動日程	1
4. 調査経路	3
II ケニア第三国研修実施協議報告	
1. 実施協議日程	5
2. 実施協議チーム派遣に至る経緯	5
3. 中央訓練学校(CTS)の概要	6
4. 交渉の経緯	7
5. 合意議事録の内容	8
6. 今後の取組み	9
7. 実施協議チーム帰国後の進捗状況	9
8. 別添資料	11
(1) ケニア郵電公社(KPTC)組織図	13
(2) 1980年CTS実施プログラム	14
(3) R/D案	17
(4) 協議内容	28
(5) 合意議事録	33
(6) 実施業務分担	36
III 象牙海岸第三国研修調査報告	
1. 調査団派遣に至る経緯	40
2. 調査日程	40
3. 協議内容	41
(1) 外務省での第1回協議	41
(2) 技術教育職業訓練省での協議	42

(3) 大蔵財政企画省付属統計学院での協議	45
(4) 厚生省での協議	48
(5) 郵政省研修所での協議	48
(6) 海運省での協議	51
(7) 水利・林野省での協議	57
(8) 外務省での最終協議	57
(9) 調査団の全体的所感	58
4. 別 添 資 料	61
(1) 第三国研修実施要綱(仏語)	63

備 考

第三国研修実施経費の取扱い	69
---------------------	----

I 実施協議チームの概要

1. 実施協議チーム構成員

外務省経済協力局技術協力第一課

津 川 清 一

郵政省大臣官房国際協力課第三国際係

木 下 一 郎

国際協力事業団研修事業部研修第一課

小 倉 美 千 代

2. 派遣国及び派遣期間

ケニア、象牙海岸（2ヶ国）

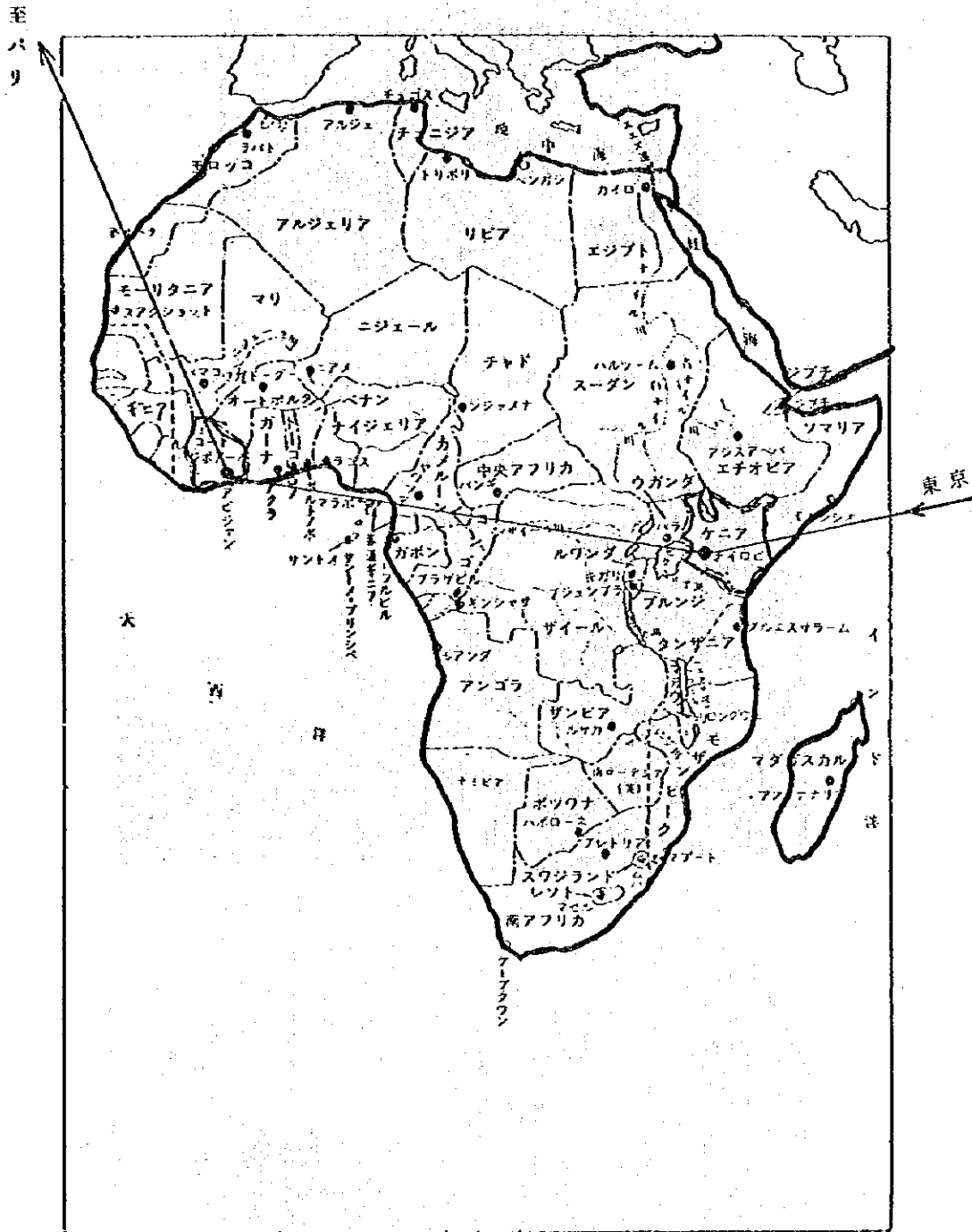
昭和54年12月6日から昭和54年12月20日まで（15日間）

3. 行動日程

日順	月 日	曜日	時 間	行 動 内 容
1	12月 6日	木	10:00	東京発 BA38A(香港、バンコック、セイシェル経由)
2	7日	金	01:00 10:40~12:20 15:20~16:40	ナイロビ着 斉木大使表敬、大使館及びJICA事務所と日程 打合せ ケニア郵電公社(KPTC)にて、第一回協議
3	8日	土	10:00~12:00	日本大使館にて、日本側関係者と打合せ
4	9日	日		資料整理
5	10日	月	10:00~12:30 15:00~17:30 19:00~21:00	中央訓練学校(CTS)にて、第二回協議及び同 学校施設見学 KPTCにて、第三回協議 ケニア側関係者との懇談会
6	11日	火	10:00~11:30	KPTC副総裁及び人事担当役員表敬、第四回協議

日順	月 日	曜日	時 間	行 動 内 容
6	12月 11日	火	12:30~14:00 16:00~17:00	大使館及び専門家との懇談会 KPTC. Training Controllerと打合せ
7	12日	水	独立記念日	資料整理
8	13日	木	9:00~10:00 14:55 19:20 21:00~21:30	KPTCにて、第五回協議 ナイロビ発 PA191 アビジョン着 大使館と日程打合せ
9	14日	金	8:00~ 8:40 9:30~10:00 10:30~12:00 12:30~15:00 15:30~17:30 17:30~18:00	外務省での協議 安田大使表敬 技術教育職業訓練省での協議 大使館主催昼食会 海運省での協議 大使館にて日本側関係者と打合せ
10	15日	土	8:30~ 9:40 10:30~11:30	大蔵財政企画省付属統計学院での協議 アビジョン高等海運学校(GEMMA)訪問及び 関係者と協議
11	16日	日		資料整理
12	17日	月	8:30~ 8:50 10:30~12:15 13:00~15:30 16:00~17:00 17:45~18:20	厚生省訪問 郵政省研修所での協議及び郵電研修センター施 設見学 外務省関係者との懇談会 水利・林野省での協議 外務省での最終協議
13	18日	火	8:30 17:00	アビジョン発 RK026 パリ着
14	19日	水	13:00	パリ発 JL440
15	20日	木	12:00	東京着

4. 調査経路





中央訓練学校にて校長とともに



中央訓練学校での授業風景



ケニア郵電公社（KPTC）にて副総裁とともに

II ケニア第三国研修実施協議報告

1. 実施協議日程(当初JICA事務所が作成したもの)

12月 7日(金)午前	大使館担当者、JICA事務所員との打合せ
午後	ケニア郵電公社(KPTC)実務担当者との打合せ
同 10日(月)午前	KPTC附属中央訓練学校(CTS)施設見学及び同所校長との打合せ
午後	KPTC実務担当者との打合せ
同 11日(火)午前	KPTC総裁及び人事担当役員表敬
午後	協議結果とりまとめ

2. 実施協議チーム派遣に至る経緯

(1) 53年4月JICAナイロビ事務所よりの報告

エチオピアがITUの協力の下に推進しようとしたPANAFTEL構想(汎アフリカ電気通信網)はエチオピア/ソマリア紛争により後退を余儀なくされており、代ってケニアのCTSが東アフリカにおける電気通信の地域訓練機関として脚光をあびてきた。日本の交換機、マイクロウェーブ等の製品が同地域に多数進出している状況に鑑みればCTSにおける第三国研修を実施することは極めて望ましい。

(2) 54年8月27日付往電第444号

第三国研修をCTSにおいて実施することが可能か否かを打診した。

(3) 同 9月11日付来電第606号

CTSの校長等は本件研修の実施を大歓迎するとの意向を示した旨を報告越すとともに、本年度KPTCに対しては約78億円の円借をコミットしていること、東南部アフリカには日本製マイクロ通信設備が多く設置されていること、CTSは既に近隣諸国より研修員を受入れていること、等の点を挙げて本件研修を是非実施するよう意見具申越した。

(4) 同 9月13日付ケニア大使館発大蔵企画省宛書簡

日本政府はCTSにおいて第三国研修を実施することを検討中であり、

このため近日中に協議チームを派遣する。

(5) 同 10月17日付往電第536号

本年度もしくは来年度CTSにおいて第三国研修を実施することとしこのため近日中に協議チームを派遣する旨通報するとともに、日本政府との共催による特設コース設定の可能性を打診した。

(6) 同 11月5日付来電第706号

CTSにおける現行の研修は基礎的分野が中心であるので、日本の協力による研修はより高度な電子交換機分野について機材供与を得た上で特設コースを設定したい旨を報告越した。

3. 中央訓練学校（CTS）の概要

（経 緯）

- (1) 第2次大戦直後英国政府は東アフリカ地域における通信、運輸等の諸機関を統括する機構（東アフリカ高等弁務官）を創設し、この本部をナイロビに置いた。郵電省（ケニア-ウガンダ-タンザニア郵電省）も又本部をナイロビに置いたが、その訓練機関も経済性の観点よりナイロビに統合することとされた。
- (2) 1949年、それまでマチャコス（ケニア）にあった技術学校とダルエスサラーム（タンザニア）にあった郵便訓練学校がナイロビに統合され「統合訓練学校」（Combined Training School）と命名された。（この統合と同時期ケニア-ウガンダ-タンザニア郵電省は東アフリカ郵電公社と改称された。）同校は60年前半まで徐々にコースを拡充しその後「中央訓練学校」（CTS）と改称された。
- (3) 60年代後半及び70年代前半に生じた政治・経済状況の変化によりケニア、ウガンダ、タンザニアの三ヶ国にそれぞれ地域訓練学校を設立することが決定され（1972年）、基礎訓練はそこで行なわれることとなった。CTSは1977年12月31日まで上記三ヶ国政府により所有され東アフリカ郵電公社（EAPT）により管理されていたが、同公社解体に伴いそれ以降は運営体がケニア郵電公社（KPTC）に移行した。

(現 況)

- (1) CTSはKPTCの人事担当役員が主管する。(KPTCの組織図は別添1参照)
- (2) CTSは校長の下6つの部門により構成される。
 - 電気通信
 - 郵便
 - 管理
 - 財政
 - 教務
 - 庶務
- (3) 54年度(54年1月~12月)電気通信部門において受入れる予定の研修員数は1,109名であり、その国別内訳はケニア570名、ウガンダ280名、タンザニア180名、その他の国79名である。その他の国の国名は、ガンビア、ボツワナ、スワジランド、ガーナ、シエラレオーネ、モーリシャスとなっている。(その他現在までに研修員を派遣した国はマラウイ、セイシェル、ザンビア、レソト、スーダン、エチオピア、ナイジェリア、リベリアである。)
- (4) ウガンダ、タンザニア以外の国は1人1ヶ月当り3,300シリング(約93,000円)をKPTC宛送付するが、これは寮費、食費、教官の経費に当てられる。(しかし、各国は外貨事情が良くないため、自国に割当てられた枠を完全には消化できていない。)
- (5) 教官はケニア人41名の他にウガンダ郵電公社職員が11名、タンザニア郵電公社職員が10名それぞれ転勤の形でCTSに勤務している。右三ヶ国以外の教官については、EAPT時代にはITU及びCIDAより多数の教官が派遣されていたが、現在はJICAの専門家が1名いるのみである。
- (6) 55年度の通信部門訓練プログラム(交換機及び無線)は別添2参照

4. 交渉の経緯

- (1) 出発に先だち下記を主な点とする対処方針を作成し、その内容をまと

めたR/D案(別添3参照)を準備した。

- 研修分野については電子交換機とする。
- 54年度については55年3月に既に各コースに参加している研修員を対象に来年度より開始される本研修のためのオリエンテーションを行なうこととする。日本側の経費負担分としては、既に研修に参加している研修員を対象とするため研修経費の負担にとどめ、航空賃、滞在費等についてはこれを支給しない。
- 日本よりは短期専門家を派遣する。
- 来年度については56年2月～3月に特設コースを実施する。
- 訓練用電子交換機の供与については前向きに検討する。

(2) 先方政府との協議の様様

別添4参照

5. 合意議事録(別添5)の内容

- 1) 電子交換機に関するオリエンテーションを1980年3月において約3週間C5、C82交換機コースに組み込む。(同コースは小松崎専門家が担当するもの)
- 2) 電子交換機コースを1981年第1四半期に設定する。
- 3) 1981年以降はKPTCとJICAナイロビ事務所との間で研修テーマを決定する。
- 4) 上記1)及び2)のコースに対し日本政府は専門家を派遣し機材を供与する。
- 5) 1979/80会計年度における日本政府の負担は専門家1名の派遣及び研修経費の負担に限られる。
- 6) それ以降日本政府は第三国よりの研修員に対し次のものを支給する。
 - a) 往復の航空賃
 - b) 滞在費
 - c) 書籍費
 - d) 研修経費
- 7) KPTCは次のものに対し責任を負う。

- a) 研修施設の調達
- b) 教官の調達
- c) ケニア人参加者の費用

6. 今後の取組み

- 1) KPTCは大蔵企画省に対し合意議事録を提出し、大蔵企画省はその後ケニア日本大使館との間で口上書を交換する。
- 2) KPTCは 1) の手続と並行して、3月に派遣を要請する専門家1名に係るA1フォームを準備し大使館に提出する。
- 3) KPTCはさらに55年度において供与を要請する訓練用電子交換機に係るA4フォームを準備し大使館に提出する。
- 4) JICAナイロビ事務所はKPTCと協議の上、3月に行なうオリエンテーションに係る研修経費請求のための示達申請をJICA本部に行なう。

7. 実施協議チーム帰国後の進捗状況

ケニア側が大蔵企画省に実施の承認をとりつけている一方、日本側では派遣する専門家が電々公社海外連絡室調査役山添哲郎氏に内定するや直ちに実施時期、カリキュラム等の実施内容を協議すべく関係者が集まり、下記要領が合意された。

1) 実施時期及び期間：

55年3月24日から、同年4月11日までの3週間

2) 専門家派遣期間：

55年3月20日から、同年4月12日まで

3) 研 修 日 程：

3月24日	Preparation for Lessons
3月25～28日	The Outline of ESS
3月31日～4月2日	The Hardware of ESS
4月2日～4日	The Software of ESS
4月7日～9日	The Application System of ESS

4) 教 材 :

- (1) Outline of Electronic Switching System
- (2) D-10 Electronic Switching System (Hardware)
- (3) ' ' (Software)
- (4) D-20 ESS and D-10 ESS Application System

5) 機 材 :

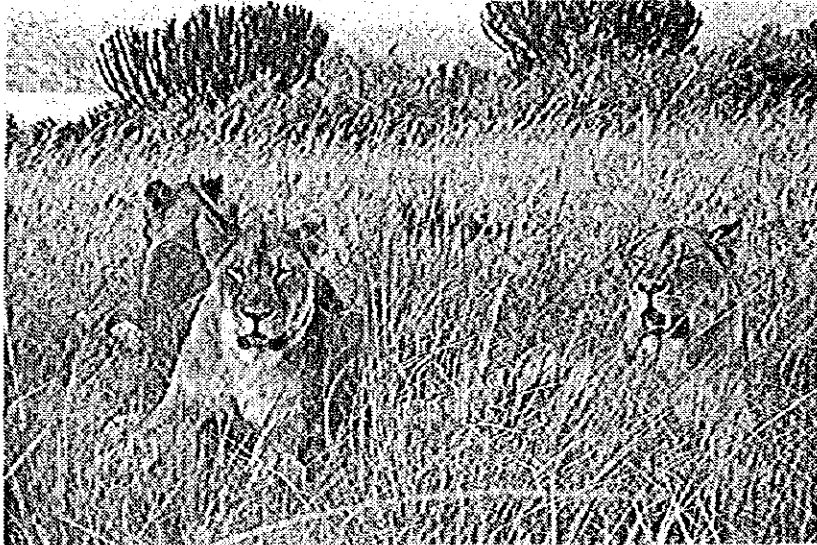
- (1) スライド 208 枚
- (2) ESS 部品 (時間スイッチ、SMM 模型、SMM、D 形リレー、F 型
リ - 他 10 数点)
- (3) 電 卓 20 ヶ

4) の教材は日本で作成し、5) の機材とともに専門家が携行する。

上記日本側の実施要領を 55 年 2 月 27 日付往電 75 号でケニア側に打診した結果、同年 3 月 3 日付来電 104 号により、先方が了解した旨の通知をうける。

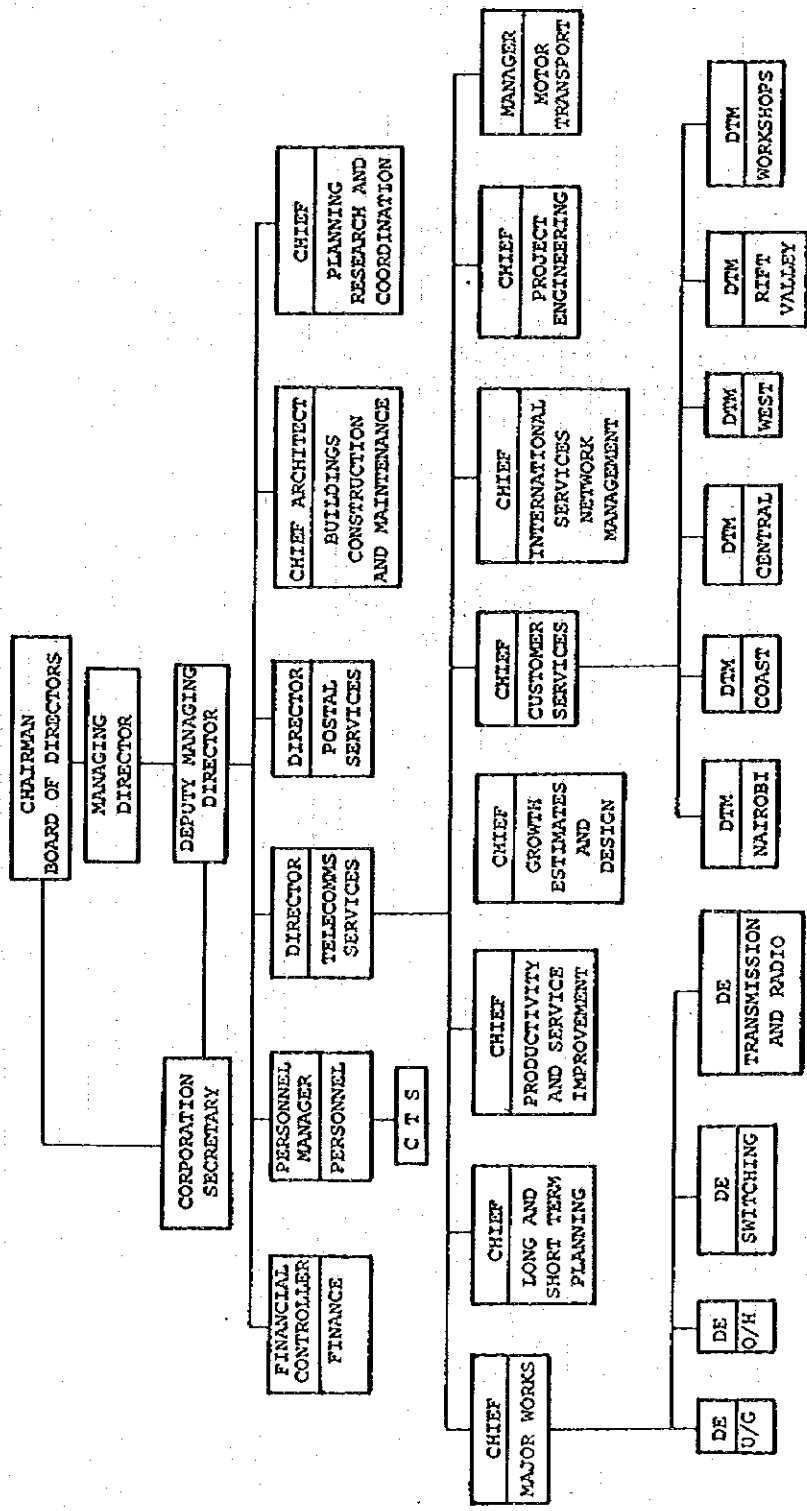
その後、JICA ナイロビ事務所から参加人数 10 名の経費の示達申請があり、査定の結果、おおむね申請額通り、約 43 万円を示達することとした。

8. 別 添 資 料



別添1 KP TC 組織図

ORGANIZATION CHART - KENYA P&T CORPORATION



DE - Divisional Engineer

別添 2 1980年CTS実施プログラム

B 5

1980 - SWITCHING (RETURNEES) PROGRAMME - CENTRAL TRAINING SCHOOL, MBAGATHI													Page 1/2							
COURSE TITLE	CODE	DURATION (WEEKS)	JAN	FEB	MAR	APR	MAY	JUN	JUL	AUG	SEP	OCT	NOV	DEC	SEAT ALLOCATION			TOTAL	REMARKS	
															K	U	T			
ADVANCED STEP BY STEP	0513	14	14 K7U1	18 0516-80-1			18 K7U1	20 0516-80-2	8 K7U1	8 0516-80-3	8 K7U1	8 0516-80-3	11			23	4	1	28	
PABX 9.3.3 & BPO I	0518	8					30 K7	30 0518-80-1	22 K6	22 0518-80-2	22 K6	22 0518-80-2	22			13	-	-	13	
HITACHI C600	0519	18	14 K5 U1				30 0519-80-4	30 K4 U2	30 0519-80-5	30 K4 U2	30 0519-80-5	30				23	8	1	32	
"		18						24 K7U2 51	24 0519-80-6	24 K7U2 51	24 0519-80-6	24				16	5	1	22	
HITACHI C235	0524	13					26 K6 U4	26 0524-80-1	22 K4 U1 51	22 K4 U1 51	22 0524-80-2	22				19	12	-	32	
HITACHI C56C82	0525 0526	18					25 K5 U4	25 0525-80-1	25 0525-80-1	25 0525-80-1	25					10	5	-	16	
PABX OKI	0528	8					4 K8	4 0528-80-1	4 K7 U1	4 0528-80-2	4 K7 U1	4				15	-	-	17	
																15	-	-	16	

B 1 & B 5

1980 - SWITCHING (NTIS) PROGRAMME - CENTRAL TRAINING SCHOOL, MBAGATHI													PAGE 2/2													
COURSE TITLE	CODE	DURATION (WEEKS)	JAN	FEB	MAR	APR	MAY	JUN	JUL	AUG	SEP	OCT	NOV	DEC	SEAT DEMAND SEAT ALLOCATION					REMARKS						
															K	U	T	O	TOTAL							
NTIS PART I	0510	12	4		05/0-80-1	23																		3/78 Intake		
		12			7		05/0-80-2	27																	1/79 Intake	
																									2/79 Intake	
NTIS PART II	0511	12	4		10 T4	22																			2/78 Intake	
		12			05/1-80-1																				3/78 Intake	
NTIS PART III -C600	0512 0519	20	3		16/2 T4	20																				1/77 Intake
		20			25		K/0 T3	11																		2/77 Intake
							05/2/0519-80-2																			3/77 Intake

1980 - RADIO PROGRAMME - CENTRAL TRAINING SCHOOL, MBAGATHI													Page 1/1						
COURSE TITLE	CODE	DURATION (WEEKS)	JAN	FEB	MAR	APR	MAY	JUN	JUL	AUG	SEPT	OCT	NOV	DEC	SEAT DEMAND			TOTAL	
															K	U	0		
RADIO SYSTEMS	0700	8	07/79-25, 10 07/80-1	07/79-15, 20, 1X 07/80-2	07/79-10 07/80-1	07/79-10, 1X 07/80-2	07/79-15, 20, 1X 07/80-2	07/79-15, 20, 1X 07/80-2	07/79-15, 20, 1X 07/80-2	07/79-15, 20, 1X 07/80-2	07/79-15, 20, 1X 07/80-2	07/79-15, 20, 1X 07/80-2	07/79-15, 20, 1X 07/80-2	07/79-15, 20, 1X 07/80-2	07/79-15, 20, 1X 07/80-2	2	5	7	14
RADIO MEASUREMENTS	0701	2	NT/79-2, 10, 1X 07/80-1	NT/79-2, 10, 1X 07/80-1	NT/79-2, 10, 1X 07/80-1	NT/79-2, 10, 1X 07/80-1	NT/79-2, 10, 1X 07/80-1	NT/79-2, 10, 1X 07/80-1	NT/79-2, 10, 1X 07/80-1	NT/79-2, 10, 1X 07/80-1	NT/79-2, 10, 1X 07/80-1	NT/79-2, 10, 1X 07/80-1	NT/79-2, 10, 1X 07/80-1	NT/79-2, 10, 1X 07/80-1	NT/79-2, 10, 1X 07/80-1	2	10	8	20
RADIO SYSTEMS PLANNING	0702	6	07/80-1	07/80-1	07/80-1	07/80-1	07/80-1	07/80-1	07/80-1	07/80-1	07/80-1	07/80-1	07/80-1	07/80-1	07/80-1	6	4	6	16
ADVANCED RADIO MEASUREMENTS	0703	4	07/80-1	07/80-1	07/80-1	07/80-1	07/80-1	07/80-1	07/80-1	07/80-1	07/80-1	07/80-1	07/80-1	07/80-1	07/80-1	4	2	2	11
VHF EQUIPMENT (ROTOROLA)	0720	4	07/80-1	07/80-1	07/80-1	07/80-1	07/80-1	07/80-1	07/80-1	07/80-1	07/80-1	07/80-1	07/80-1	07/80-1	07/80-1	4	4	4	16
UIF EQUIPMENT (NEC)	0732	6	07/80-1	07/80-1	07/80-1	07/80-1	07/80-1	07/80-1	07/80-1	07/80-1	07/80-1	07/80-1	07/80-1	07/80-1	07/80-1	6	8	6	14
MICROWAVE PRACTICE	0741	6	07/80-1	07/80-1	07/80-1	07/80-1	07/80-1	07/80-1	07/80-1	07/80-1	07/80-1	07/80-1	07/80-1	07/80-1	07/80-1	6	13	9	27
MICROWAVE ROUTINE MAINTENANCE	0742	2	07/80-1	07/80-1	07/80-1	07/80-1	07/80-1	07/80-1	07/80-1	07/80-1	07/80-1	07/80-1	07/80-1	07/80-1	07/80-1	2	5	4	11
ADVANCED MICROWAVE ROUTINE MAINTENANCE	0743	8	07/80-1	07/80-1	07/80-1	07/80-1	07/80-1	07/80-1	07/80-1	07/80-1	07/80-1	07/80-1	07/80-1	07/80-1	07/80-1	16	4	4	24
RADIO REMOTE SUPERVISORY SYSTEMS	0744	4	07/80-1	07/80-1	07/80-1	07/80-1	07/80-1	07/80-1	07/80-1	07/80-1	07/80-1	07/80-1	07/80-1	07/80-1	07/80-1	7	2	4	13
SIF EQUIPMENT (PARATEL SYSTEM)	0745	8	07/80-1	07/80-1	07/80-1	07/80-1	07/80-1	07/80-1	07/80-1	07/80-1	07/80-1	07/80-1	07/80-1	07/80-1	07/80-1	11	4	4	19
																80	59	67	171
																61	37	20	138

別添3 R/D 案

第三国研修のための技術協力に関する日本側実施協議チームと ケニア国政府関係当局との討議議事録

津川外務省経済協力局技術協力第一課事務官を団長とする日本国政府協議チームは55年12月6日より55年12月13日まで、ケニア国を訪問し、第三国研修実施に関する技術協力計画の詳細について討議を行った。上記滞在中、本協議チームはケニア国政府担当官と数回の討議を重ね協議チームとケニア代表団は、ここに次の事項を両国政府に勧告する旨合意した。

1. 日本国政府はケニア国政府がT C D Cの一環として、電気通信における教育と技術の向上を目的とする研修を実施することに対し協力を行なう。
2. この目的のため本会計年度は 年 月 日より 年 月 日までの 間ケニア郵電公社の中央訓練学校(C T S)にて実施することとし、その実施細目については別途日本政府協議チームと中央訓練学校関係者の間で取り決めるものとする。来会計年度以降の研修実施時期については、その都度両国の間で口上書にて取り決めることとする。
3. 研修用機材については来会計年度において供与する方向で努力する。
4. 本研修に係る必要経費は下記の通り日本・ケニア両国間で負担される。但し、本会計年度における研修についてはA(4)の研修経費のみを負担する。

A. 日本政府負担分

近隣諸国からの研修員に対する経費

- 1) 渡 航 費
- 2) 滞 在 費
- 3) 書 籍 費
- 4) 研 修 経 費

その管理についてはケニア側に一任し支払い方法等詳細については、別途CTSと協議の上、取り決めることとする。

B. ケニア政府負担分

- 1) 研修施設の提供
- 2) 講師の手配
- 3) ケニア人研修員に係る経費

5. 研修員の募集及び選考については、外交ルートをもってケニア政府により実施される。

THE RECORD OF DISCUSSIONS BETWEEN THE CONSULTATION TEAM
OF THE GOVERNMENT OF JAPAN AND THE AUTHORITIES CONCERNED
OF THE GOVERNMENT OF KENYA WITH REGARD TO THE TECHNICAL
COOPERATION PLAN FOR THE IMPLEMENTATION OF THE THIRD
COUNTRY TRAINING PROGRAMME ON TELECOMMUNICATIONS IN KENYA

The consultation team of the Government of Japan (hereinafter called as the "Team") headed by Mr. Seiichi Tsugawa, Officer of the 1st Technical Cooperation Division, Economic Cooperation Bureau, Ministry of Foreign Affairs, visited Kenya from the date of December 6, 1979 to the date of December 13, 1979 for talks with the authorities concerned of the Government of Kenya on the details of the technical cooperation plan for the implementation of the third country training programme on telecommunications. After several rounds of discussions, the Team and the delegation of the Government of Kenya have agreed to recommend the followings to each Government:

1. As a part of its TCDC programme, the Government of Kenya will conduct a training in the field of Telecommunications with the participants from vicinity countries. And the Government of Japan will cooperate in the implementation of this training.
2. The programme shall be conducted at the Central Training School (CTS) of the Kenya Posts and Telecommunications Corporation (KPTC) for from the date of to date of this fiscal year (April 1st, 1979 - March 31st, 1980). The detail of the implementation shall be determined separately between the Team and the CTS.

The date and the duration of the training from the next fiscal year onward shall be determined each time by a note verbale to be exchanged between each Government.

3. The grant of training materials (presumably ESS unit) by the Government of Japan to CTS shall be considered next fiscal year.
4. The necessary expenses in carrying out the training shall be shared between the parties hereto as follows; provided, however, that the expenses to be borne by the Government of Japan shall be limited to A. 4) this fiscal year.

A. The Government of Japan

Following expenses for the participants from vicinity countries:

- 1) Travelling expense
- 2) Living allowance
- 3) Book allowance
- 4) Other expenses for conducting the training programme

The management of the expenses to be borne by the Government of Japan shall be entrusted to the Kenyan authorities concerned, and the details thereof shall be determined separately upon consultation with officers concerned of the CTS.

B. The Government of Kenya

- 1) Provision of facilities
- 2) Provision of instructors
- 3) Expenses to be incurred by Kenyan participants

5. Recruit and selection of participants will be conducted by the Government of Kenya through its diplomatic channel.

(54年度用)

第三国研修実施に係る日本側実施協議チームと中央訓練学校関係者との討議事項

年 月 日付ケニア政府と日本側実施協議チームとで締結された R/Dに基づき、次のように実施方法の詳細を取り決める。

1. 本会計年度においては、来会計年度における本研修のためのオリエンテーションを 年 月 日より 年 月 日まで参加人数 名をもって実施することとする。
2. 本会計年度実施の研修に対し、日本国政府は研修経費を負担することとし、一括してCTSに支払う。その管理は次の通りとする。
 - 1) CTSは研修実施見積書を日本国政府に提出する。
 - 2) 日本国政府は、見積書に基づき相当と認める額の総額をCTSに支払う。その際CTSは日本国政府に対し受領総額の領収書を提出する。
 - 3) CTSは、日本国政府に対し研修終了後、精算書を可能な限り早期に提出する。
3. 本研修の実施にあたり問題が生じた場合は、その都度JICAナイロビ事務所と協議することとする。
4. 本会計年度以降の本研修実施に関しては、その都度両者の間で協議の上、取りきめることとする。

AGREEMENT OF THE IMPLEMENTATION OF THE THIRD COUNTRY
TRAINING PROGRAMME ON TELECOMMUNICATIONS BETWEEN THE
CONSULTATION TEAM OF THE GOVERNMENT OF JAPAN AND THE
AUTHORITIES CONCERNED OF THE CENTRAL TRAINING SCHOOL
OF THE KENYA POSTS AND TELECOMMUNICATIONS CORPORATION

Pursuant to the Record of Discussion dated
between the Government of Kenya and the consultation team of the
Government of Japan, the parties hereto agreed on this th day
of December, 1979 on the implementation methods of the third
country training programme as follows:

1. In this fiscal year, the training shall be conducted in the
form of orientation for the training in the next fiscal year
for from the date of to date of
this fiscal year for participants.
2. The expenses to be borne by the Government of Japan this
fiscal year shall be limited to the expenses for conducting
the training programme. Subject to the following
conditions, the Government of Japan shall provide CTS with
a lump-sum payment for the implementation of the training
and the management thereof shall be entrusted to it.
 - 1) CTS shall submit to the Government of Japan a bill of
estimation on the expenses to be incurred in imple-
menting the training.
 - 2) The Government of Japan shall make the said lump-sum
payment to CTS in accordance with the bill of estimation,
and CTS, upon receipt of the payment, shall be submit to
the Government of Japan a receipt stating the total
amount money paid.

- 3) CTS shall submit to the Government of Japan the report of the balance of payment at an earliest date after completion of the training.
3. In case any trouble occurs in the implementation of the training, CTS shall be consult with the JICA Nairobi Office.
4. As for the detail of implementation of the training from the next fiscal year onward, CTS and JICA Nairobi Office will consult it each other.

(5 5 年度用)

第三国研修実施に係る日本側実施協議チームと中央訓練学校関係者との討議事項

年 月 日付ケニア政府と日本側実施協議チームとで締結された R/Dに基づき、次のように実施方法の詳細を取り決める。

1. 日本国政府は研修に必要な経費を一括して C T S に支払い、その管理は次の通りとする。
 - 1) C T S は研修実施見積書を日本国政府に提出する。
 - 2) 日本国政府は見積書に基づき相当と認める額の総額を C T S に支払う。その際、C T S は日本国政府に対し受領総額の領収書を提出する。
 - 3) 参加をとり止めた研修員に係る渡航費、滞在費、書籍費は研修終了後、日本国政府に返納することとする。
 - 4) C T S は日本国政府に対し研修終了後、精算書を可能な限り早期に提出する。
2. C T S は割当国、定員、研修科目を入れた General Information (G. I.) を作成する。C T S は G. I. 作成後、ケニア国政府に提出する前に J I C A ナイロビ事務所と内容に関し協議する。
3. C T S は応募者の選考及び講師の手配の責任を負う。
4. 本研修の実施にあたり問題が生じた場合はその都度 J I C A ナイロビ事務所と協議する。
5. 来会計年度以降の本研修実施に関してはその都度両者の間で取りきめることとする。

AGREEMENT ON THE IMPLEMENTATION OF THE THIRD COUNTRY
TRAINING PROGRAMME ON TELECOMMUNICATIONS BETWEEN THE
CONSULTATION TEAM OF THE GOVERNMENT OF JAPAN AND THE
AUTHORITIES CONCERNED OF THE CENTRAL TRAINING SCHOOL
OF THE KENYA POSTS AND TELECOMMUNICATIONS CORPORATION

Pursuant to the Record of Discussion dated _____ between
the Government of Kenya and the consultation team of the
Government of Japan, the parties hereto agreed to this _____ th
day of December, 1979 on the implementation methods of the
third country training programme as follows:

1. Subject to the following conditions, the Government of
Japan shall provide a lump-sum payment with the Central
Training School of Kenya Posts and Telecommunications
Corporation (hereinafter called as "CTS") for the
implementation of the training and the management thereof
shall be entrusted to it.
 - 1) CTS shall submit to the Government of Japan a bill of
estimation on the expenses to be incurred in
implementing the training.
 - 2) The Government of Japan shall make the said lump-sum
payment to CTS in accordance with the bill of
estimation, and CTS, upon receipt of the payment,
shall submit to the Government of Japan a receipt
stating the total amount of money paid.
 - 3) Travelling expense, living allowance and book allowance
for the cancelled participants shall be reimbursed to
the Government of Japan immediately after completion
of the training.

- 4) CTS shall submit to the Government of Japan the report of the balance of payment at an earliest date after completion of the training.
2. CTS shall draw up General Information which will set out the participating countries, the number of participants therefrom and the subject items of the training. Upon completion of the said General Information, CTS and JICA Nairobi Office will consult each other on its content before CTS will submit it to the Government of Kenya. submit it to the Government of Kenya.
3. CTS shall be responsible for screening applicants and for providing instructors of the training.
4. In case any trouble occurs in the implementation of the training, CTS shall be consult with JICA Nairobi Office.
5. As for the detail of implementation of the training from the next fiscal year onward, CTS and JICA Nairobi Office will consult it each other.

別添4 協議内容

日本側関係者との打合せ

54年12月7日(金) 10:00 ~ 12:00 日本大使館にて

熊谷書記官、岡部JICA事務所長、小松崎専門家、金井所員、調査団

- ケニア日本側関係者は当調査団の本年度内実施の説明を聞いて性急な実施のやり方に驚きを表わす。
- 但し、KPTCからは、本第三国研修の趣旨を事前に説明した時に、原則的に合意をえているとのこと。
- ケニアの会計年度は6月から5月。従って、1980年度計画を今 offer するのはタイミング的によい。
- CTSのコース、募集手続は、外務省を通さずKPTCから直接各国の郵電公社に行っている。日本案の外務省ルートにこだわると、実施の権限をもつ大蔵企画省と外務省との関係がややこしくなり、その上手続にも時間がかかるとのこと。調査団としてはブラジルの例もあり、又、CTSは既に各国に対して募集を行っている実績もあることを考慮し、KPTCにやり方は一任する考えのあることを示す。

第1回協議

54年12月7日(金) 15:20 ~ 16:40 KPTCにて

- ① Mr. R. E. Measures, Chief, Productivity & Service Improvement
- ② Mr. J. B. W. Kingori, Training Controller
- ③ Mr. F. Wasilwa, Principal, CTS。

熊谷書記官、岡部所長、小松崎専門家、金井所員、調査団

- 調査団々長が第三国研修の趣旨を説明。
- 募集手続面における外交ルートの問題について討議。
- 分野として、電子交換機(ESS)は日本の機種を使うと、その機種が入っていない国には意味がないので、どの国にも共通の機種がよいこと。
- CTSは、今必要とされる技術の研修を行っており、将来の技術については研修を行う余裕がないこと。

- ESSはケニアにとっては魅力あるものであるが、はたして他の国はどうであるか。応募がなければ意味ないので、割当国のニーズ把握のため専門家に調査してもらい必要あり。

ケニア側があまりESSに対して乗り気でないのでESS以外の分野の可能性を打診する。

- ケニア側がRadio（無線）とTransmission（伝送）及びPlanningを提案する。
- 実施期間については2ヶ月は短かすぎる。3ヶ月は必要とのこと。
- 1979年度の実施としてオリエンテーションをofferしたところケニア側は検討するというので、一応第1回目終了。

第2回協議

12月10日（月） 10:00 ~ 12:30 CTSにて

Mr. Wasilwa, 校長, Mr. Kingori, Training Controller

小松崎専門家、金井所員、調査団

- 第1回協議で当調査団がだした1979年度内実施のオリエンテーションセミナーのofferに対し、ケニア側は実施可能な既設のコースは、B5（Switching）、B6（Transmission）、B7（Radio）であると提示。
- 校長の意見は、ESSは時期尚早、もし実施するとしてもbasicなものであること、長期的な研修であること等を条件としてあげる。又研修員はデジタル理論をマスターしている必要を強調。
- ケニア側が実施の準備階段を非常に問題とするので日本側の本年度内に実施しなければならない事情を説明し、参考までにタイの第三国研修のG. I. を配る。校長はこれにより研修の実体が把握できたのか、これ以降研修実施に前向きとなる。
- 協議終了後、同校の特に電気通信関係の施設を見学。

第3回協議

12月10日（月） 15:00 ~ 17:30 KPTCにて

Mr. Measures, Mr. Kingori, Mr. Wasilwa

小松崎専門家、金井所員、調査団

- 1979年度に実施するとすれば、マイクロウェーブ。その中で可能なものはSHF (PANAFTEL System) 1980. 1. 14~3. 7。
- 1980年度のプログラムは、現在作成中であり、実施時期は1981年1月~3月の間で可能。分野はESSとし、供与機材の機種については、1980年中頃に決定する。
- 1979年度にSHFを実施する場合、CTSには2名の教官しかいないので日本からの専門家の派遣が必要。機材については測定器を希望するが携行機材の枠では無理。
- 前回迄の悲観的な協議内容とうって変り、
1979年度は無線(SHF)のセミナー
1980年度は電子交換機(ESS)のコース
を実施するという事で合意をえる。
- 但し、1979年度の実施を1月14日から始めるとすると専門家の派遣が間にあうか否かという問題が生じた。(これについては同夜行われたパーティーの席上、Mr. Measures から、若干研修開始を遅らせることも考え得るとの約束を取付けた。)

第4回協議

12月11日(水) 10:00 ~ 11:30 KPTCにて

KPTC. 副総裁及び人事担当役員表敬

KPTC内においては総裁より決定権をもつといわれる実力者の副総裁Mr. Okundi がジュネーブから前日帰国し、明日から又出張するという合間に面談できたのは幸運であった。

① Mr. Okundi, Deputy Director

② Mr. Ndegwa, Personnel Manager

③ Mr. Measures

④ Mr. Kingori

岡部所長、金井所員、調査団

- 副総裁の当調査団への歓迎及び本件 proposal に対する感謝の挨拶で始

まる。

- 前日までの協議の経緯をふまえ、1980年度のESS及び1979年度SHFの実施に関して合意の確認をえる。
- 調査団は日本で作成したオリエンテーション案を再度副総裁に説明の上打診してみたところ、これも合意をえる。具体的にはプログラム中の小松崎専門家担当のC5&C82 Crossbar Switching Course ('80 2.25～6.27)で実施するという事に決まる。
- 副総裁は、1979年度にSHFとESSの2つを実施するものと誤解したのでその内の1つであることを説明したところ、ESSのオリエンテーションを選ぶ。
- 調査団が持参した案通りのほこびとなる。
- 実施時期は、1980年3月中旬頃とし、専門家の派遣は3月中旬から下旬とする。
- ESSの機種については、ケニア側が早急に決定できるよう参考までに持参のカatalogを手渡す。
- Agreementについてケニア側は、大蔵企画省の承認が必要なこと、但し、調査団の滞在中に承認をえるのは難しいとのことで、本協議内容をSimplifyしたMinutesをケニア側が作成、双方でサインを交換し、Minutesを双方政府に提出する。ケニア側が大蔵企画省の承認をとりつけた上で、日本・ケニア両政府が口上書を取り交すという段どりになった。

第5回協議

12月13日(木) 9:00～10:00 KPTCにて

- Mr. E. N. Ndegwa, Personnel Manager
- Mr. Kingori, Mr. Measures
熊谷書記官、岡部所長、小松崎専門家、金井所員、調査団
- Minutesを確認した後、人事担当役員と調査団々長との間でサインの交換。
- ケニア側が大蔵企画省の承認を得た後、日本政府と正式に口上書を取り交わす。

- ケニア側は1979年度オリエンテーションに係る専門家派遣要請書(A1フォーム)を1980年1月中旬までに日本側に提出する。
- オリエンテーションの実施時期はケニア側が早急に決定する。
- カリキュラムについては新しい分野でもあり、ケニア側では無理なので派遣専門家が作成する。

別添 5 合意議事録

MINUTES OF A MEETING HELD ON 11.12.79 BETWEEN
OFFICIALS OF THE GOVERNMENT OF JAPAN AND OFFICIALS
OF KENYA POSTS AND TELECOMMUNICATIONS CORPORATION

PRESENT:

- | | |
|--------------------|--|
| Mr. P.O. Okundi | - Deputy Managing Director - KP&TC
(Chairman) |
| Mr. S. Tsugawa | - Ministry of Foreign Affairs, Japan
(Team Leader) |
| Mr. I. Kinoshita | - Ministry of P. & T. Japan |
| Miss M. Ogura | - JICA (Japan) |
| Mr. K. Okabe | - JICA (Nairobi Office) |
| Mr. S. Kanai | - JICA (Nairobi) |
| Mr. E.N. Ndegwa | - Personnel Manager - KP&TC |
| Mr. R.E. Measures | - Chief/Productivity & Services
Improvement - KP&TC |
| Mr. J.B.W. Kingori | - Ag. Training Controller (Secretary) |

The purpose of the meeting was to discuss and propose to the respective Governments the best method of implementing the proposed Third Country Training Programme as suggested in the letter from the Government of Japan dated 13th September, 1979.

In his opening remarks, the Deputy Managing Director welcomed the Japanese team and thanked the Government of Japan for its generous offer to support the training efforts of the countries in the Sub-region through increased usage of the facilities available at the Central Training School. He also

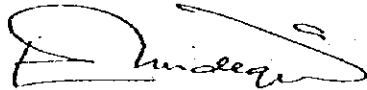
said that this would boost regional cooperation on training matters; thus encouraging Technical Cooperation among the developing countries in the Sub-region.

Mr. Tsugawa thanked the Kenya Posts & Telecommunications for cooperation. He said Technical Cooperation among developing Countries (TCDC) was a fairly new concept and that from their investigations, they had concluded that Kenya was best suited to undertake the training activities in the field of Telecommunications services.

After discussion, it was agreed, subject to the approval of the respective Governments, that:-

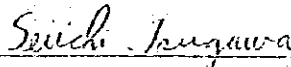
- 1) An Electronics Switching Systems (ESS) Orientation course of approximately three weeks will be mounted at the Central Training School, Mbagathi during March, 1980 as an addition to the C5 & C82 switching course programmed to commence on 25th February, 1980.
- 2) An ESS course would be mounted at the school during the first quarter of 1981.
- 3) Thereafter, the KP&TC in consultation with JICA Nairobi office will agree on the types of course to be mounted annually.
- 4) The Government of Japan will provide expert(s) and Training materials and equipment for the first two courses.
- 5) The expenses to be borne by the Government of Japan in the fiscal year 1979/80 will be limited to the supply of a training expert and a lump-sum payment to the school for expenses incurred by the school for conducting the course.

- 6) In subsequent years, the Government of Japan will assist trainees from third countries to attend courses at the school by paying the following:-
- a) Travelling expenses to and from the capital of the trainees' home country.
 - b) Living allowance while at the school.
 - c) Book allowance.
 - d) Other expenses incurred by school for conducting the course.
- 7) The KP&TC will be responsible for:-
- a) Provision of training facilities
 - b) Provision of instructors
 - c) Expenses incurred by Kenyan participants
- 8) It was agreed that each party would recommend to their respective Governments that the above proposals be implemented and that a formal agreement be entered into.



(E.N. NDEGWA)

for: MANAGING DIRECTOR
K.P.&T.C. NAIROBI



S. TSUGAWA

13th December 1979.

別添6 ケニア第三国研修実施に係る業務分担

A. JICA本部

1. 実施計画の作成及び予算に関する業務
2. ナイロビ事務所に実施経費の示達及び送金
3. ナイロビ事務所からの精算報告にもとづく精算業務

B. ナイロビ事務所

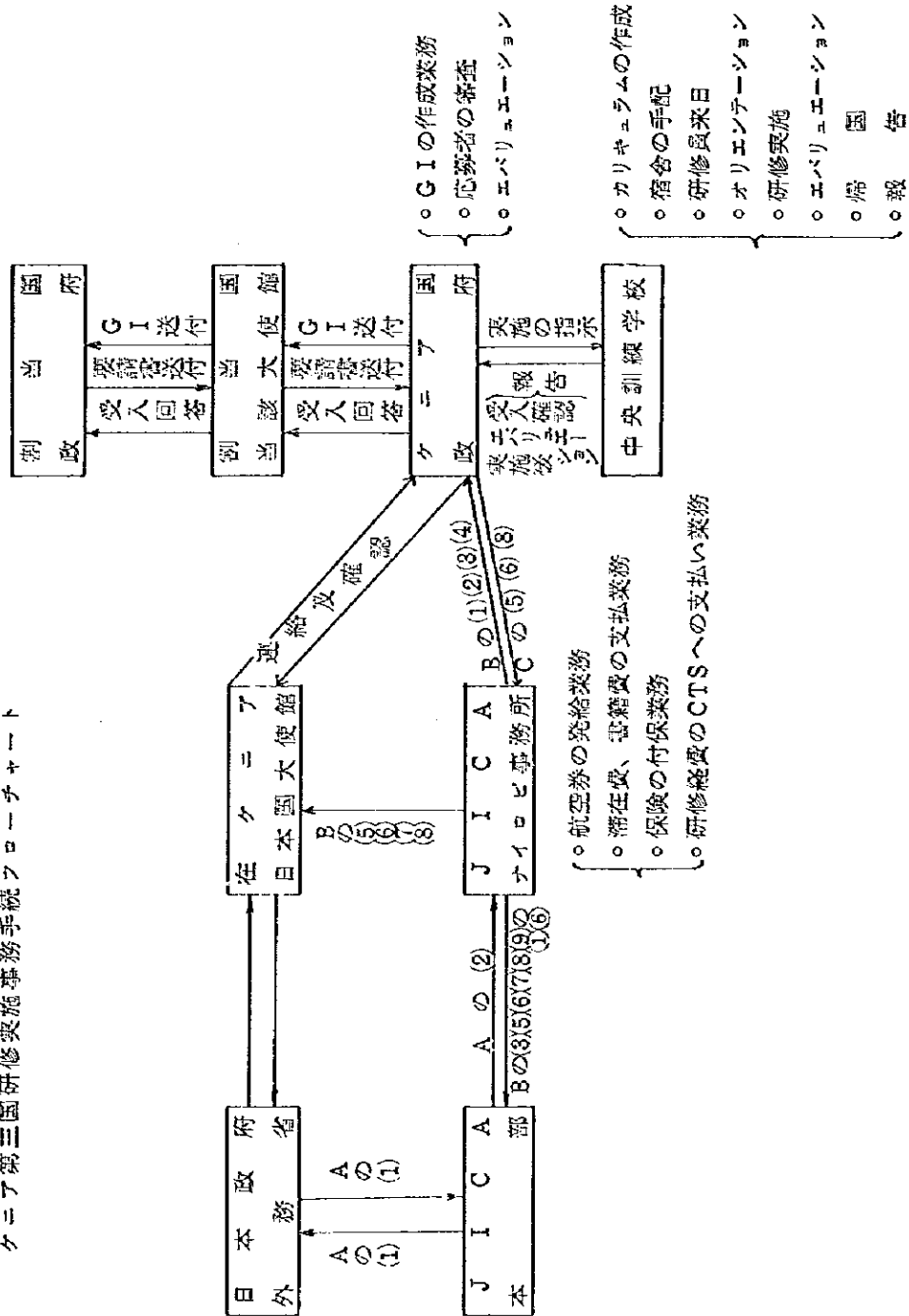
1. G. I. 作成業務の助言及び協力
2. G. I. 送付についての実施、確認及び本部への連絡
3. 応募状況についての情報入手及び報告
4. 応募審査の助言及び協力
5. 受入回答結果の本部への連絡
6. 受入確認結果の本部への連絡
7. エバリュエーションへの参画及び本部への連絡
8. 本部への実施報告
9. 実施経費に関する業務（事務所受入諸費を管理する場合）
 - ① 経費示達申請
 - ② 航空券の発給業務
 - ③ 滞在費、書籍費の研修員への支払い業務
 - ④ 保険の付保業務
 - ⑤ 研修経費のCTSへの支払い業務（含委託の取り決め）
 - ⑥ 本部への精算報告

C. ケニア政府

1. General Informationの作成業務
2. 割当国へのG. I. の送付業務
3. 割当国からの要請書の受理
4. 応募者の審査業務
5. 受入回答業務及び日本大使館、JICA事務所への連絡

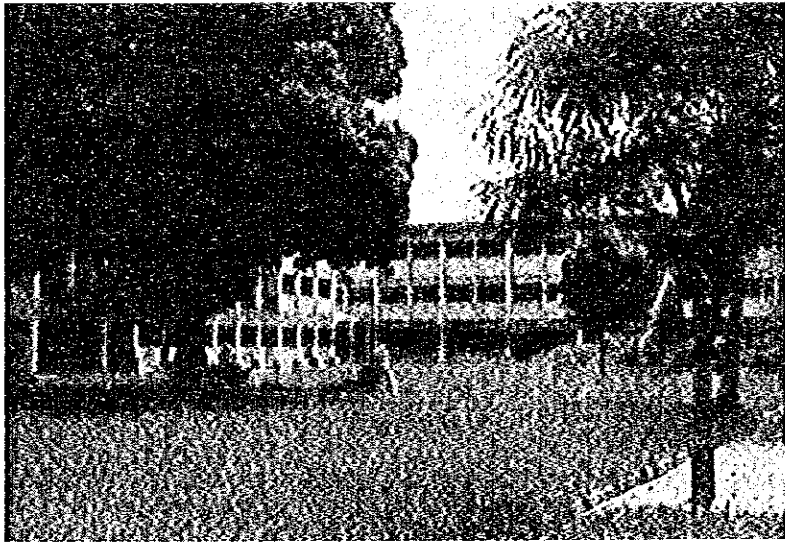
6. 受入確認業務及び日本大使館、JICA事務所への連絡
7. エバリュエーション業務の実施
8. 実施後の報告

ケニア第三国研修実施事務手続フローチャート





技術教育職業訓練省にて



郵政省 郵電研修センター



アビジャン高等海運学校 (GEMMA) にて

Ⅲ 象牙海岸第三国研修調査報告

1. 調査団派遣に至る経緯

- 54年11月14日付大臣発在象大使宛公電第321号をもって第三国研修の趣旨説明を行なうとともに、西アフリカ仏語圏のリーディング・カントリーである象牙海岸で本件研修を行なうことは極めて効果的であると思料されるので近日中に調査団を派遣することを予定している旨通報した。
- 同27日付在象大使発大臣宛公電第422号をもって海運省付属の海運学校関係者より聴取した点を次の通り報告越した。
 - ・ 同校は、1981年10月開校予定の海洋科学技術学校に発展的に吸収されるので日本政府の協力の対象は同アカデミーとなる。
 - ・ 協力の内容としては、ベナン、マリのような域内最貧国よりの研修員に係る費用を負担することが望ましい。その他第三国研修を実施できる機関としては農業及び企業振興に関する研修機関がある由であり詳細判明次第追電する。
- 同27日付大臣発在象大使宛公電第14869号をもって12月13日より同18日まで調査団を派遣し、海運学校その他を調査する旨通報した。
- 同29日付在象大使発大臣宛公電第434号をもって、海運学校については、他の調査団が来象した際、関係資料を入手しているので今回は現場見学のみをアレンジすることにとどめたい旨通報越した。
- 12月3日付大臣発在象大使宛公電第342号をもって、今回の調査団の目的は将来象牙海岸において第三国研修を行なうことが可能か否か、可能であればどの機関でどのような形で行なうこととなるのかを調査することにあり、従って重点は研修機関を管轄する政府機関関係者との協議においている旨通報した。

2. 調査日程

調査団訪象に先立ち次の日程が在象日本大使館と象牙海岸外務省との間

て作成されており、調査団もこの日程に従い行動した。

12月14日(金)	8:00	外務省での協議
	9:30	大使表敬
	10:30	技術教育職業訓練省での協議
	12:00	
	15:30	海運省での協議
	17:30	
15日(土)	8:30	大蔵財政企画省付属統計学院での協議
	10:30	海運省付属海運学校見学
17日(月)	8:30	厚生省での協議及び厚生省付属看護学院見学
	10:30	郵政省研修所での協議及び見学
	12:00	
	16:00	水利林野省での協議
	17:45	外務省での最終協議

3. 協議内容

(1) 外務省との第1回協議

先方出席者：Mr. F. Inza, 技術協力局長

Mr. J. Invire, 技術協力局事務官

我方出席者：篠原在象牙海岸大使館書記官

調査団

先ず調査団より別添1のペーパーに従い第三国の趣旨説明を行なった後今回の調査の目的は将来右研修を象牙海岸で実施するとすればどの機

関で行なうことが望ましいかについて最大限の情報を収集することにある旨述べた。これに対し Inza 局長より第三国研修に対する意見及び希望が表明されたがその内容は次の通りである。

- 外務省としては今回の調査団の訪問に対し強い関心を有しており、でき得る限り多くの省及び訓練施設関係者と協議して欲しい。
各省を訪問した後再度外務省において全体会議を開き今後の対応を検討したい。
- 今までは象牙海岸に対する援助国としてはフランスが非常に大きな地位を占めてきたが今後は援助を受ける国の多様化を図っていきたい。この点、日本の技術協力は支配・被支配を求めものではなく世界的に公平に行なっているので評価できる。
- 第三国研修という研修形態に対し特に関心がある点は、この研修が周辺諸国より研修員を集めて行なうという点である。象牙海岸には既にこのような研修を行なっている機関がいくつか存在しているので実現はさほど困難ではなからう。
- 外務省として希望する研修分野としては、象牙には日本製品が多数輸入されているのでこれらの保守を担当する者の訓練であり（これに対しては、特定のメーカーと結びつくことになり望ましくない旨調査団よりコメント）、又、訓練の対象とする者のレベルについては現在不足している職業訓練の指導者クラスを対象としたい。
- 研修形態としては、専門家派遣、機材供与及び技術者派遣を有機的に組合せて統一的な訓練をして欲しい。但し一番の問題は言葉の問題となろう。（言葉の問題は調査団としても充分認識しており、今後双方で打解策を検討したい旨コメント）

(2) 技術教育職業訓練省との協議

先方出席者：Mr. B. Yamoussa, 訓練総局局長

Mr. H. Bourgoïn, 国立職業訓練事務所長

Mr. K. Meite, 職業訓練課長

Mr. J. Invire, 外務省

我方出席者：篠原書記官

調 査 団

1) 象牙海岸における職業訓練の概要

国内機関としては技術教育職業訓練省の管轄の下に国立高等技術教育学院、国立生涯教育学院等が、又、国際機関としてはアフリカ・モーリタニア管理職研修センターが存在する。

○ 国立高等技術教育学院

本学院は、1975年12月26日付の法律により、工業・商業分野における上級管理者の養成及び昇進のために設立され、その下部機関として次の5機関を有する。

- a アビジャン高等商業学校
- b 第三次産業技術学院
- c 国立アビジャン高等技術学校
- d 工業技術学院
- e 生涯職業訓練校

○ 国立生涯教育学院

本学院は主として一般労働者の教育訓練のために設立され、その下部機関として8つの機関が存在し自動車整備等の実技訓練を行っている。

○ アフリカ・モーリタニア管理職研修センター

本センターは1975年アフリカ諸国の公共企業及び民間企業の管理職に対し最新の企業管理技術を習得させることを目的として活動を開始した。専任教授数は6名でありこの他に40名程度の助手がいる。又、30名を収容する宿舍(全て個室)及び45名を収容する階段教室等の施設を備えている。研修については2つのカテゴリーに分類され、企業管理に係る長期の研修と特別のセミナーがある。本センターの管理費用の大部分はメンバー国からの分担金によってまかなわれているため、各参加者は次の授業料のみを支払うだけで良い。

- a 長期研修：6ヶ月で1名につき300,000CFA（宿泊費を含む）
- b セミナー：5日間で1名につき60,000CFA（宿泊費、食費は別途1日につき7,500CFA必要）

上記2コースの内セミナーについては、第三者よりの要請により、その者の必要に応じた研修を実施することができる。

現在までに研修生を派遣した各国別の企業数は次の通りである。

国名	派遣企業数
象牙海岸	16
ベナン	13
中央アフリカ	6
ガボン	2
上ボルタ	16
ニジェール	20
セネガル	7
トーゴ	10
マリ	1
モーリタニア	1
チャド	2

2) 先方との討議内容

調査団より、第三国研修の職旨説明を行なった後、外国人をも対象とした研修機関が存在するかどうかを質問したところ、技術教育職業訓練省の管轄下にある諸機関は国内用の研修機関であるため外国人の参加はないが、技術教育職業訓練大臣が理事長をつとめるアフリカ・モーリタニア管理職研修センターには多数の外国人研修生が参加しているとのことであった。又これに関連し、1978年7月には西アフリカ仏語圏20ヶ国よりなる汎アフリカ職業訓練開発センターが設立されその事務局長に国立職業訓練事務所長のMr. H. Bourgoïnが就任したこと、及び、象牙海岸には1960年に設立された技術教育職業

訓練省が存在するが近隣諸国にはまだこの種の役所がないこと、等に鑑み象牙海岸は第三国研修実施に大いに貢献できる旨説明があった。そして、研修の対象としては現在不足している中級技能者を、又、研修分野としては工作機械の研修とし日本の新しい技術と機材を供与して欲しい旨要請があった。

3) 所 感

技術教育職業訓練省関係の機関で第三国研修を実施し得るのは、現在既に外国人の研修員を受入れているアフリカ・モーリタニア管理職研修センターであると思料されるが、この場合右センターが一種の国際機関のような型態であるためパイの協力を原則とする現在の第三国研修の趣旨に合致するか否か、又、同センターの目的が企業の高級管理職を養成することにあるためはたして広範囲にわたるニーズがあるか否か、等を慎重に検討する必要があると思われる。

(3) 大蔵財政企画省付属統計学院での協議

先方出席者：Mr. F. Yattien-Amiguet, 学院長

Mr. C. Alain, フランス派遣専門家

Mr. J. Invire, 外務省

我方出席者：篠原書記官

調 査 団

1) 統計学院の歴史的背景

1961年経済人口調査統計局に付属する「応用学校」が設立された。この学校は当初政府の統計実務要員の訓練のみに用いられたが1963年に至り「統計学院」と名称を変更し、大蔵財政企画省の直轄下に入るとともに対象を上級管理職にまで拡大し、又、民間人をも対象とすることになった。その後1968年には国連のアフリカ経済委員会の勧告に基づき上級技術者(4年間)、上級技術者補佐(2年間)及び下級技術者(1年間)の養成を行なうこととなった。本学院は1969年までは組織的にも財政的にも象牙海岸の行政組織の一部であったが、その国際研修機関的性格が序々に強まるにつれそれでは対応できなくなってきた。従って、同年法律により私法人及び独立会

計制度を有する高等教育機関として組織変更された。(但し、大蔵財政企画省の監督を受ける。)

2) 外国人研修員の訓練

本学院は1961年の設立時において既に近隣仏語諸国より研修員を受入れていた。(仏語圏には他にキガリ及びビヤウンデに同様な学院が存在する。)その後1964年マダガスカル、1966年コンゴ、1967年セネガル及びガボン、1968年ルワンダ、1969年中央アフリカ、チャド及びアフール・イサス、1970年ザイール及びコモール諸島というように序々に参加国が増加していった。この11年間に学院は18ヶ国より700人以上の研修員を受入れたがこれは定員の2/3程を占める。約90%の研修員はUNDP、EEC、WHO、USAID、等の国際機関より奨学金を得ているが、これらの国際機関は学院に対しても財政的援助を行なっている。

3) 1979年度在学状況

国名	上級技術者	上級技術者補佐	下級技術者	計
象牙海岸	37	14	8	59
ベナン	3	-	-	3
コンゴ	5	5	8	18
上ボルタ	5	3	5	13
マリ	10	3	-	13
マダガスカル	-	-	-	-
モーリタニア	1	-	-	1
中央アフリカ	1	1	2	4
ルワンダ	-	2	1	3
セネガル	-	-	-	-
チャド	1	-	-	1
トゴ	5	5	-	10
ザイール	-	-	-	-
計	68	33	24	125

4) 先方との討議内容

調査団より第三国研修の趣旨説明を行なった後本学院の財政面について質問したところ、77部屋の宿泊施設を一年間借上げるために1,400万CFRが、又、教授に対する給与として1,600万CFRが予算計上されているとのことであった。(教授陣の構成は教授が6名であり、その内5名がフランス人、1名が国連派遣専門家である。又、非常勤講師数は32名である。)又、各研修員は学院に対し1ヶ月3万CFRを支払うこととされている。

次に、本学院での第三国研修実施の可能性について質問したところ、1月～6月の間であれば研修員が実習にでているので可能とのことであった。事実、西ドイツが同様なセミナーの実施を提案してきたが、本年度は無理なのでヤウンデで実施することとし来年度7～8月に本学院で実施することになっている由である。この西ドイツ提案の内容は、研修員数を10～15名、期間を2～3ヶ月、参加資格を大学卒業程度、講師はフランスから呼ぶ、というものであり、西ドイツの経費負担分は学生の滞在費、講師謝金及びコンピュータの教材費となっている。

5) 所 感

本学院は木造平屋建の校舎5棟により構成されており規模としてはごく小規模のものである。又、統計という性格上もあろうが研修用の機材はほとんど無い。(学院長によれば、実習でコンピュータを使用する必要がある場合には政府機関のコンピュータを借用して行なうとのことである。)ただ、図書館にはかなりの技術図書が整備され、利用状況も良好と認められた。教師陣は概して紳士的な静かな感じであり運営もきちんと言われているとの印象を受けた。(図書の出版元及びフランス人専門家の派遣先からみるとフランスのINSSEEの影響が極めて強い)

6) 本学院で第三国研修を行なうことは既に研修員の2/3程度が外国人であることに鑑みその基礎はできていると思われるが実施にあたっては次の事項に留意することが必要と思われる。

- 本学院には宿舎がないのでこれをどのように確保するか。— アビジャンは生活費が高く、これを我方の現在の第三国研修予算で手当をすることは不可能である。従って、本学院が契約して確保している宿舎がどの程度利用できるかがポイントとなる。
- 仏語ができる専門家の確保 — 技術研修は原則として母国語で行なっているドイツでも上述のようにフランス人講師をフランスでリクルートするという状況にある以上日本も専門家を派遣する場合には必ず仏語のできることが必要となる。
- 統計という比較的地味な分野であるため、本研修をアピールするにはミニコンピュータ等の機材供与を伴ったものにする必要があると思料される。

(4) 厚生省での協議

官房長より、現在大臣は出張中であり大臣から指示がない以上話をすることも資料を渡すこともできないとの説明があった。

(5) 郵政省研修所での協議

先方出席者：Mr. Sika Koffi, 研修局局长

Mr. Koua Kakon, 郵電研修センター長

Mr. P. Lecharny, 郵電大学校長

Mr. A. Pehi, 多国郵便大学校長

Mr. J. Invire, 外務省

他 4名

我方出席者：調査団

1) 象牙海岸における郵便・電気通信関係訓練の歴史的背景

1958年以前は、極めて初歩的な訓練以外はセネガルにおいて訓練が行なわれていた。その後独立を契機に増大した需要に対処するため、1959年88名の訓練生をもって訓練センター(CFPPT)が設立された。本センターは翌1960年現在地に移転され、1964年には訓練生の範囲も係長クラスにまで拡大された。本センターの卒業生は1975年までに2,229名を教える。

一方、1970年にはUNDP及び仏語国8ヶ国(象牙海岸、中央ア

フリカ、上ボルタ、マリ、モーリタニア、ニジェール、セネガル、ト
ーゴ)が共同して上級及び中級管理職養成のために多国郵便大学校(
EMS P)を設立した。

さらに1975年に至り郵電関係の上級管理者養成のために国立郵
電大学校(ENSPT)が設立された。

2) 外国人研修員の訓練

CFPPT及びENSPTはもっぱら象牙における訓練需要を満た
すために運営されてきたためほとんど外国人研修員は受入れていない。
(今年度ENSPTに対し中央アフリカより1名の参加あり)但し、
ENSPTについては門戸を広く開放することとなったため将来にお
いては外国人研修員の数も増加しよう。EMS Pについては、上記8
ヶ国の間で各国宛の割当定員を定め、設立当初より多数の外国人研修
員を受入れてきた。

3) 1979年度在学状況

CFPPT:下級職員	170名
中級 "	132 "
上級 "	245 "
ENSPT:技術系管理職	64 "(内中央アフリカ1名)
業務 "	19 "

EMS P

国名	上級行政官	中級行政官	計
象牙海岸	10	30	40
中央アフリカ	1	2	3
上ボルタ	4	10	14
マリ	-	5	5
モーリタニア	1	-	1
ニジェール	2	10	12
セネガル	3	10	13
トーゴ	2	2	4
コンゴ	-	1	1
ガボン	-	1	1
ルワンダ	-	1	1
チャド	-	2	2
計	23	74	97

4) 先方との討議内容

調査団より、第三国研修の趣旨説明を行なった後、現在までに第三国研修を実施したことがあるかどうかを質問したところ、特定の国の主催ではないがITU、UPU及びUNDPの主催によるセミナーを開催したことはあるとのことであった。又、UPUは仏語圏、英語圏、西語圏で毎年順次セミナーを開催している由であり、本年度はケニアで実施され来年度は象牙海岸で実施される予定とのことであった。ここで調査団よりケニアの例を引きつつ電子交換機の研修についてどう思いかを質問したところ、アビジャンでは既に電話局の一局が電子交換機化されており、又、将来的にも電子交換機が多数導入される予定であるので極めて関心がある旨の回答があった。又、先方よりは電気通信のみならず郵便関係の訓練も是非実施したく、この点日本の郵便自動選別機は素晴らしいとのコメントがあった。

5) 所 感

先方との協議の後CFPPT、ENSPT及びEMSPの見学を行なった。右3校は別々に存在するのではなく、アビジャン市内より5km程離れた場所にまとめられている。ここには鉄筋3階建の校舎を中心に食堂棟、宿泊棟及び若干の平屋建木造建築物が存在しており、EMSPを別にしてCFPPT及びENSPTは同一の施設を共用している由である。中心となる3階建の校舎を一巡した所感としてはケニアのCTSと比し明らかに実習機器が不足している感じであった。測定器及び基礎理論実習用機材は比較的整備されていたが交換機、マイクロ等の大型の機材はほとんど備えられていなかった。

宿舎については、350人が宿泊できる設備があるため本校が休みの期間であれば第三国研修用に利用できるのではないかと思料される。食堂についても十分満足できるものであった。

6) 本校において第三国研修を行なう場合次の点に留意する必要がある。

- EMSPについては既に近隣諸国より研修員を受入れる方法が確立しているが他の2校についてはあまり外国人研修員を受入れてい

る実績がないようなので募集方法については充分につめる必要がある。

- 機材があまり整備されていないのである程度の機材供与が必要となろう。
- 研修内容としては理論よりも実習を重視する必要がある。

(6) 海運省での協議

先方出席者：Mr. N. Meite, 海運教育研究文書局 (IDREM) 局長
Mr. S. Sogodogo, 海運学校グループ (GEMMA) 校長
Mr. M. Soumahoro, IDREM 官房長
Mr. S. Sturmev, UNDP 専門家
Mr. D. Cohen, フランス政府派遣専門家
Mr. A. Invire, 外務省
他 5名

我方出席者：篠原書記官
調査団

1) 象牙海岸における船員教育の歴史的背景

象牙海岸における船員教育は 1957年漁船員訓練センターが設立されたことにより始まった。1960年には商船員の訓練センターが公共事業運輸省の管轄の下に設立された。その後 1966年に至り漁船員の訓練は他の機関に委託されたため、この後は職業船員訓練センターのみが存在することとなった。このセンターは 1970年象牙海岸、トーゴ及びベナンとの間で締結された協定により地域訓練センターとなることとされた。その後関係国により計画の実行が図られ、1974年に至りまず海運教育研修地域センター (CREAM) が開設された。CREAMは下級甲板員、機関員、漁船員等の下級船員の養成を目的とする。次に 1975年には航海高等学校 (ESN) が CREAMの施設を大部分共用する形で開設された。ESNは航海士、機関士等の上級船員の養成を目的とする。又 1975年5月にはアビジャンで開催された西・中央部アフリカ海運関係会議において貨物積取り比率を高める政策の一環として仏語圏ではアビジャンに又英語圏ではガーナ

にそれぞれ海洋科学技術学校を設立することが決定された。アビジャンの海洋科学技術学校は1981年8月完成同10月開校予定で現在作業中である。

2) 外国人研修員の訓練

CREAM、ESN共設立当初より多数の外国人研修員を受入れてきた。年度毎及び国毎の人数は次表の通りである。

CREAM

	1974/75	1975/76	1976/77	1977/78
象牙海岸	110	121	123	141
ベナン	12	4	3	-
トゴ	28	33	40	50
ニジェール	5	9	7	5
カメルーン	-	1	2	2
ガボン	-	9	2	-
中央アフリカ	-	-	-	1
マリ	-	-	-	-
計	155	177	177	199

ESN

	1975/77	1976/78	1977/79
象牙海岸	10	18	22
ベナン	-	-	-
トゴ	-	-	14
ニジェール	-	-	-
カメルーン	-	3	-
ガボン	-	-	-
中央アフリカ	-	-	-
コンゴ	1	4	-
計	11	25	36

3) 1979年度在学状況

国名	ESN	CREAM	計
象牙海岸	40	76	116
モリタニア	6	-	6
トゴ	17	33	50
マリ	-	6	6
カメルーン	2	-	2
ガボン	-	1	1
計	65	116	181

この表より明らかごとく、象牙海岸以外からの研修員はESN及びCREAMの両者において全体の3割以上を占めていることになる。ESN及びCREAMに入学する場合の諸条件は次の通りである。

○ ESN

研修員1人につき800,000CFAを一括払い込む。これには次のものが含まれる。

- 授業料
- 大学での研修に対する参加料
- 制服
- 交通費（ESNの研修員はGEMMAに付属する宿舎には宿泊せず市内の宿泊施設に宿泊する。又、授業は大学でも行なわれるのでこれらの間を輸送するバスがある。ここでいう交通費はこのバスの料金である。）

小づかいは含まれない。

宿泊費として1ヶ月 3,000CFAを支払う必要がある。

○ CREAM

研修員1人につき1,500,000CFAを一括払い込む。これには次のものが含まれる。

- 授業料
- 制服

- 食事
- 教材費
- 宿舍費 (CREAMの研修員はGEMMA付属の宿舍に必ず宿泊する必要がある。)
- 医療費
- 1ヶ月10,000 CFAの小づかい

4) 第三国研修の実施実績

現在までに象牙以外の国(機関)がスポンサーになり近隣諸国より研修員を集めて行なったセミナーは3回あり詳細は次の通りである。

① 港湾業務に関するセミナー

費用負担者：西部・中央部アフリカ港湾業務協会

企画者：UNCTAD

期間：1977年5月において10日間

言語：仏語及び英語

参加人数：25名

参加国：アフリカ地域18ヶ国

② 港湾業務及び管理に関するセミナー

費用負担者：SIDA

企画者：UNCTAD

期間：1978年初頭において9週間

言語：仏語

参加人数：25名

参加国：仏語圏15ヶ国

③ 海運安全管理に関するセミナー

費用負担者：NORAD

企画者：IMCO

期間：1979年9月において2週間

言語：仏語及び英語

参加人数：30名

参加国：アフリカ地域22ヶ国

5) 海運省での討議内容

調査団よりの第三国研修趣旨説明に対し、IDREMの局長より、海運省は既に第三国研修を実施した経験があるので(上記4)参照)日本よりの申し出は非常に好ましい旨の発言があった。これに対し調査団より、研修実施が実現した場合最も問題になるのが言語の問題であり、実はこの点について出発前各方面に照会したところ仏語ができる海運関係の専門家を確保することはほぼ不可能との回答を得た旨説明したところ、先方より、海運関係では英語がいわば共通語として使用されているので派遣する専門家についても英語ができる人で良い旨の回答があった。又、これに関連し、調査団が冒頭第三国研修のメリットとして同一の言語圏において研修ができる為日本に呼んだ場合のような言語に関するしょう害がないと説明したことに對し、確かに日本に行った場合言語が極めて大きな障害になることは事実であるが、将来を荷り有為な人間にとってはこのようなカルチャーショックも一つの勉強であり一概にこれが悪いとはいえない旨の発言があった。この発言の趣旨は、第三国研修を象牙で実施した場合その分日本に呼ぶ人員を減少されるのではないかと危具に基づくものと理解されたので、調査団より、その心配はない旨説明し先方の了解を求めた。その後GEMMAの校長より、GEMMAとしても本件を歓迎するが、GEMMAでは夏期休暇以外はプログラムが一杯であること、及び日本と同じ研修効果をあげ得るかどうかの問題が提起された。校長は又、第三国研修を実施する場合、近隣諸国からの研修員数は20名は必要である旨、及び募集をすれば多数の応募が見込まれる旨の説明を行なった。ここで調査団より、象牙海岸では物価が非常に高いので近隣諸国よりの参加者に対する滞在費が程う大なものになる恐れがあり、この点現在GEMMAに在籍している研修生に対し派遣国ほどの位の金額を負担しているのかを質問したところ、派遣国それぞれにより異なるので直接聞くことはできないが、1泊10,000CFAのホテルに宿泊している研修員もいるとのことであった。最後に、研修員の募集手続としては国連を通すもの、アフリカ経済機構を通すもの及び仏語圏海運

関係大臣会議を通すものの3方法があるとの説明があった。

6) GEMMAでの討議内容

先方出席者：Mr. S. Sogodogo, GEMMA 校長

Mr. J. Invire, 外務省

他 1名

我方出席者：篠原書記官

調査団

関係者との討議に入る前に学校内を見学したが、実習機材はかなり古いものが多く、又、その用途もかなり初歩的な訓練を対象にしているものとの印象を受けた。CREAMの研修生が宿泊している宿舎はいわゆる蚕だな式のベットが多数入っている大部屋が3部屋程あり住環境としてはかなり粗末なものである。

見学の後GEMMA関係者と協議を行なったが、GEMMAは1981年完成予定の海洋科学技術学校に発展的解消となるので、協議内容はもっぱら右学校での第三国研修ということになった。まず調査団より同校での象牙海岸の学生数と外国人学生数との比率はどの位を予定しているのかを質問したところ、象牙国人を10としたら外国人は5位になろうが、他の国が船を購入した場合にはその乗組人の訓練のため比率が上るだろうとのことであった。又、同校の目的としては各クラスの乗組員を国際的レベルにもってゆき、労働市場で充分対抗できるようにすることであるとの説明があった。(ちなみに現在は、象牙国営船舶会社所有の船の内1隻のみの船長が象牙国人であり、象牙国人はもっぱら下級オフィサーになっているとのことであった。)ここで調査団より再び言語の問題について懸念を表明したところ、英語教育はラボ施設を使用して徹底して行なう予定であるので(前述のように海運界での共通語は英語であり、又、西・中央部アフリカ海運閣僚会議において仏語圏と英語圏で相互に互いの言語を学習することが決議された。)その点については問題はなく、日進月歩の航海技術を充分に身につけた専門家を派遣して欲しいとのことであった。最後に調査団よりアビジョンの物価高に関し最も問題になるのであろう宿舎の間

題について質問したところ、同校完成の折には現在の大部屋を6名位の部屋にした宿舍を備える予定であるので問題ないとのことであった。

8) 水利・林野省での協議

先方出席者：Mr. K. Oka, 水利・林野省技術顧問

Mr. J. Seca, バンコ林野学校校長

Mr. J. Invire, 外務省

我方出席者：調査団

調査団より第三国研修の趣旨説明を行なった後、水利・林野関係の学校で外国人を受入れて研修を行なっているものがあるか否かを質問したところ、先方より第三国研修実施の候補機関として次の2つが考えられる旨の説明があった。

○ ^X バンコ林野学校 (* アビジャンの西方にある土地の名前)

本校は1938年に設立され、中級及び上級技術者の養成を目的とする。現在までにセネガル、ギニア、トーゴ、ガボン、チャド、ベナン、上ボルタ、マリ、中央アフリカよりの研修員が入学している。現在の外国人在籍状況は1年生全員27名の内外国人は11名、2年生全員27名の内外国人は9名である。入学の順序としては象牙海岸の研修員を優先するが適当な者がいない場合には外国人研修員を入学させる。

○ 国立高等農業学校

本校は1969年に設立され外国よりはガボン、トーゴ、ベナン、ニジェールの研修員が入学している。

次に先方より、象牙海岸は現在極めて蛋白質資源が不足しており、水利・林野省としても養殖の発展普及をトッププライオリティーとして推進している。従って研修の内容としても、日本より専門家を派遣してもらい養殖の研修を行なうことが最も望ましい旨の意向が表明された。

9) 外務省での最終協議内容

先方出席者：Mr. P. Luza, 技術協力局局長

Mr. Richolo, 技術協力局副局長

Mr. J. Invire, 同 事務官

我方出席者：篠原書記官

調 査 団

冒頭局長より、今回調査団が各省と行なった協議のレポートは12月末までに各省に回覧し、1月10日迄に象牙海岸としてのプライオリティーを決定する予定であるとの説明があった。又、外務省としては、技術教育職業訓練省が調査団との協議の後省内で夏期休暇中に第三国研修を実施する方向で全面的に協力し、日本側予算でカバーしきれない分については象牙海岸側で負担することを決定した旨報告越したことに鑑み職業訓練をトッププライオリティーとしたいとの意向を表明した。これに対し、調査団としては象牙で第三国研修を実施するとすれば種々の条件に鑑み1981年に海洋科学技術学校が開校した後同所で実施することが最も望ましい旨述べたところ、局長もこれに同意した。又局長は、象牙海岸では生活費が高いため政府としても応分の負担する用意がありこれについては今後日本政府、日本大使館、象牙海岸外務省及び海運省と充分協議していきたい旨述べるとともに本件を実施する場合、専門家の派遣期間は45日～2ヶ月半、研修員数は30人位、実施時期は1981年10月～11月頃を希望する旨述べた。

10) 調査団の全体的所感

象牙海岸は現在従来よりのフランス一辺倒を脱するとともに西アフリカ仏国圏諸国のリーダーシップを取ることをめざしており、大統領みずから日本に学べと国民に呼びかけているほどである。従ってこのような状況において同国で第三国研修を実施することは極めて望ましいことと思料されるが、その実現については次の諸点を特に注意する必要があると思われる。

- 象牙海岸の物価は極めて高いので通常の第三国研修の予算ではとうていまかない切れぬ。従ってある程度特例として予算を増額する必要がある。

- 行政組織は極めてしっかりしているが、権限が上部に集中しているためはたして誰が実質的に権限を有しているかを協議開始前に適確に判断する必要がある。（厚生省では官房長ですら大臣の命令なしでは何もできなかった。）
- 外国人専門家は多数存在するが、彼らは象牙海岸の高官の決定には従うのでそれ程気にする必要はない。
- がっちりした行政を行なうためか種々の手続に時間がかかる傾向があるので、準備は可能な限り前広に行なう必要がある。

4. 別 添 資 料



別添 1 第三回研修実施要綱 (仏語)

Principes sur la mise en place du Stage en Trisième Pays (S.T.P.)

Introduction

Le Gouvernement japonais a commencé en 1954 sa coopération technique avec les pays en voie de développement en vue de contribuer à leur progrès technique.

Le S.T.P., ajouté à la gamme des divers stages traditionnels, a été créé en 1977 pour refléter le courant actuel de la TCDC (Technical Cooperation among Developing Countries: Coopération Technique parmi les pays en voie de développement) dans les programmes de coopération technique du Gouvernement japonais.

En organisant le stage dans d'autres pays que le Japon et y recevant des stagiaires des pays voisins qui se trouvent dans les pareilles conditions culturelle, linguistique et climatique, nous espérons d'éviter des stagiaires à subir le choc culturel et d'organiser le stage efficacement.

En outre, en coopérant avec le pays qui organise le stage, nous espérons qu'il acquerra la capacité d'organiser à son initiative son propre stage dans la future.

Mise en œuvre

Le S.T.P. est organisé en principe à l'initiative du pays organisateur, et le rôle du Gouvernement japonais, quant à lui, est limité à l'envoi des experts s'il est nécessaire et à

l'octroi d'une partie des frais pour organiser le stage (billet d'avion d'aller-retour et indemnité de séjour pour des stagiaires, etc.).

Le pays organisateur décide, en étroite consultation avec le Gouvernement japonais, les articles suivants:

1. l'objet du stage et ses sujets
2. l'organisation qui met en place le stage
3. le curriculum
4. la langue
5. la date et la durée
6. le nombre des stagiaires
7. les pays participants et le nombre des stagiaires assigné a ces pays
8. frais

Les frais nécessaires pour le stage seront répartis entre le Gouvernement japonais et le Gouvernement qui organise le stage comme suivant:

A. le Gouvernement japonais

(1) pour les stagiaires

- 1) billet d'avion d'aller-retour de seconde classe qui couvre le trajet le plus court entre leur capitale et celle du pays organisant le stage.
- 2) frais de séjour à partir de leur arrivée jusqu'à leur départ
- 3) l'indemnité des livres

- 4) les assurances contre les accidents
- (2) frais de transport pour des voyages d'étude, matériel éducatif et frais des conférences
- (3) envoi des experts japonais, si nécessaire

B. le Gouvernement organisant le stage

Tous les frais qui ne sont pas couverts par les 6 articles indiqués ci-dessus seront supportés par le Gouvernement organisant le stage.

備 考

第三国研修実施経費の取扱い

1. 会計処理

従来の方法は、実施国における現地JICA事務所が会計業務の大部分を管理し、精算に関しても、短期間の期限付きで、全ての証憑書類を、報告書に添付するという非常に煩瑣な業務を行っていた。

第三国研修に対する実施国の主体性を考えるならば、実施経費を相手国側に管理させることは、主体性をうながすいみでも効果をあげるうえで、今後の本研修拡大拡充の点でも大きい意味をもつことは明白である。その上、昨53年度ブラジルで第三国研修が実現しえなかった原因の一つが会計処理方法にあったことにも鑑み、早急に会計処理方法を改善することが課題であったところ、関係者と協議を重ねた結果、下記の方法をとることになった。

A. JICA海外事務所が存在する場合

- 1) JICA本部は予算支出実行計画をJICA海外事務所に通達する。
- 2) JICA海外事務所と相手国実施機関との間で実施経費の支払い方法、精算方法等の取り扱いに関する取り決めを交わす。
- 3) JICA海外事務所は、上記1)の実行計画に基づき、相手国実施機関と協議し、支出計画を作成の上、JICA本部に対し前渡資金示達申請を行う。
- 4) JICA本部は、示達申請書を受領し、査定後決定額をJICA海外事務所へ一括送金する。
- 5) 実施経費はJICA海外事務所より、原則的に全額一括して相手国実施機関に支払う。その際、受領総額の領収書を提出せしめる。
- 6) 実施経費は受人諸費（渡航費、滞在費、書籍費）と研修実施に直接係る経費としての研修経費とに区分される。その支出については、研修経費内での流用は認めるが、受人諸費と研修経費間の流用は認めない。
- 7) 参加をとりやめた研修員に係る受人諸費は精算時にJICA本部へ返納する。
- 8) 精算については、相手国実施機関は、JICA海外事務所に精算報告

書を提出する。その証憑書類は、相手国実施機関が必要な場合提出できるように整備されることを前提とする。

これまでは、精算報告の時に全ての証憑書類を添付すること（事業団会計規程第5章第39条）とされていたが、昭和54年11月30日付経第11-106号及び経共第11-6号の決裁により、前渡資金に係る精算処理については、証憑書類は現地にて保管することとし、受払報告書をもって精算報告することに簡略化された。

- 9) JICA海外事務所は相手国実施機関より提出された報告にもとずき、上記5)の領収書を添付した受払報告をJICA本部へ報告する。

なお、上記2)項でいうところの委託は、日本国内で使う委託業務とは異なり、事務代行の意味としてとらえる。

又、上記の相手国実施機関との委託方法については、受人諸費を含めた全面委託をとるか、或るいは研修実施に直接必要な研修経費だけの委託にするかは、実施国の考え方、実施機関の管理能力及びJICA海外事務所の考え方によって異なるので、その都度決めることとする。

上記方法は、第三国研修実施国にJICA海外事務所が存在する場合であるが、第三国研修の地域的拡大発展を考えれば、当然ながら将来的にはJICA海外事務所の存在しない国での実施が考えられる。この場合の会計処理方法は、次の通りとなる。

B. JICA海外事務所が存在しない場合

- 1) JICA本部は予算支出実行計画を実施国の在外公館を通し、相手国実施機関に通達する。
- 2) JICAと相手国実施機関との間で、実施経費の取り扱いに関する取り決めを交わす。
- 3) 相手国実施機関は上記1)の実行計画に基づき支出計画を作成し、実施経費見積書を在外公館を通し、JICA本部に送付する。
- 4) JICA本部は、実施経費見積書を受理し、査定後、決定額を相手国実施機関の公用口座に一括送金する。
- 5) 海外事務所の存在する場合の方法 6)に同じ
- 6) " " 7)に同じ

7) 精算について、相手国実施機関は、受領総額の領収書を添付した受
払報告書を在外公館を通して、JICA本部へ提出する。但し、その
証憑書類は、求められた時に提出できるように整備されるものとする。

JICA